香川県労働委員会年報

（令和６年度）

香川県労働委員会事務局

第48期　香川県労働委員会委員
（令和5年12月1日～令和7年11月30日）

（公益委員）

会　長

岡田　徹太郎

会長代理

松尾　邦之

石合　由明

加藤　創一

安井　順子

（労働者委員）

伊藤　香

大熊　正樹

立石　猛

福家　良一

三屋　智広

（使用者委員）

阿部　有香

白石　幸一

高橋　寛栄

友時　好敬

三谷　知己

はじめに

この度、令和６年度に本県労働委員会が取り扱った、労働争議に係る調整事件、不当労働行為事件の審査、個別労働関係紛争のあっせんその他の運営活動状況を収録した「香川県労働委員会年報（令和６年度）」を刊行しました。

この冊子が、日頃労使関係の業務に携わり、労使問題に関心を寄せられている方々にとって、少しでも参考となり、また、労働委員会への理解を深めていただける一助となれば幸いです。

令和７年９月

香川県労働委員会

事務局長　三谷　一秀

注　意

・ 令和６年度中に取り扱った事件などが解決せずに翌年度に繰越しになったものについては、令和７年３月 31 日現在の状況を示している。

目　次

第１章　労働委員会の概要

第１節　労働委員会の沿革 …… 1
第２節　労働委員会の組織と機構 …… 2
　１　委　員 …… 2
　２　あっせん員候補者 …… 3
　３　事務局 …… 4

第２章　労働委員会の会議

第１節　総　会 …… 5
第２節　公益委員会議 …… 6
第３節　連絡会議等 …… 6

第３章　労働争議の調整

第１節　調整事件（あっせん・調停・仲裁） …… 11
　１　調整事件の取扱状況 …… 11
　２　調整事件の一覧 …… 13
　３　調整事件の概要 …… 13
第２節　労働争議の実情調査 …… 14
　１　労働争議の予告件数 …… 14
　２　実情調査の一覧 …… 14
第３節　集団的労使関係に係る相談 …… 15

第４章　不当労働行為事件の審査

第１節　不当労働行為事件 …… 17
　１　不当労働行為の取扱状況 …… 17
　２　審査の目標期間の達成状況 …… 18
　３　不当労働行為事件の一覧 …… 19
　４　不当労働行為事件の概要 …… 19
第２節　再審査事件・行政訴訟事件 …… 20
　１　再審査事件 …… 20
　２　行政訴訟事件 …… 20

第５章　労働組合

第１節　労働組合の資格審査 …… 21
　１　資格審査の取扱状況 …… 21
　２　資格審査の一覧 …… 21
第２節　認定告示 …… 21
第３節　労働協約の拡張適用 …… 21

第６章　個別労働関係紛争のあっせん

第１節　あっせん事件 …… 23
　１　あっせん事件の取扱状況 …… 23
　２　あっせん事件の一覧 …… 24
　３　あっせん事件の概要 …… 25
第２節　個別労働関係に係る相談 …… 26

第７章　委員会の様々な活動

第１節　委員による労働相談 …… 27
　１　専門労働相談 …… 27
　２　無料労働問題相談会 …… 27
第２節　出前講座 …… 29
第３節　研修 …… 29
　１　中央労働委員会の研修 …… 29
　２　四国ブロックの研修 …… 30
第４節　広報状況 …… 30
　１　専門労働相談 …… 30
　２　無料労働問題相談会 …… 31

資　　料

１　年次別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別） …… 33
２　調整事件・年次別終結状況 …… 34
３　不当労働行為事件・年次別終結状況 …… 35
４　個別労働関係紛争あっせん事件・年次別終結状況 …… 36
５　年度別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別） …… 37
６　調整事件・年度別終結状況 …… 37
７　不当労働行為事件・年度別終結状況 …… 38
８　個別労働関係紛争あっせん事件・年度別終結状況 …… 38

第１章

労働委員会の概要

第１章　労働委員会の概要

第１節　労働委員会の沿革

○　昭和 20 年 12 月、団結権の保障と団体交渉権の保護、助成によって労働者の地位向上を図ることを目的として労働組合法が制定され、これらの実際的運用にあたる行政機関として「労働委員会（中央労働委員会及び各都道府県地方労働委員会）」が設置されることとなった。

香川県においても、昭和 21 年 2 月 1 日付けで労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び第三者委員各 5 名が第 1 期の委員として任命され、同年 3 月 1 日の同法施行と同時に「香川県地方労働委員会」が発足した。

○　昭和 21 年 9 月、労働関係調整法の制定により、あっせん、調停、仲裁等の諸手続規定が明確化され、労働委員会の調整機能が具体化された。

○　昭和 22 年 10 月、国家公務員法の制定により、一般職の国家公務員は労働組合法や労働関係調整法の適用が除外され、昭和 23 年 7 月、政令第 201 号の公布により、国又は地方公共団体の職員は、団体交渉及び争議行為が禁止された。このため、官公庁関係の事案は、労働委員会の管轄から外された。

○　昭和 24 年 6 月、労働組合法の全部改正、労働関係調整法の第 1 次改正があり、労働委員会の権限の再編成が行われた。すなわち、調整的権限の一部が外されたのに対し、労働組合の資格審査及び旧労働組合法第 11 条関係を引き継ぐものとして、不当労働行為の審査、処分等の権限が与えられ、これらの準司法的権限は、公益委員（旧法の第三者委員を改称）の専管事項とされた。また、中央労働委員会に、優先管轄権、再審査権及び規則制定権が与えられた。

同年 8 月、上記改正に基づき、労働委員会の業務処理上の全般的な手続を規定した中央労働委員会規則が公布された。

○　昭和 27 年 7 月、労働組合法、労働関係調整法の第 2 次改正が行われた。労働関係調整法関係では、緊急調整制度の新設、公益事業における争議行為予告通知制度の採用、特別調整委員制度の新設及び仲裁制度の改正が行われた。

また、この改正の一環として地方公営企業労働関係法の公布があり、地方公営企業の職員の労働関係は、原則として労働関係調整法によることとなった。

○　昭和 37 年 5 月、行政事件訴訟法、同年 9 月、行政不服審査法が制定され、これに伴う労働組合法の訴訟に関する規定が改正された。

同年 11 月、中央労働委員会規則が改正され、その名称も労働委員会規則と改められた。

○　昭和 40 年 5 月、ＩＬＯ87 号条約の国会承認と同時に地方公営企業労働関係法、労働委員会規則が改正され、同年 8 月 15 日から施行された。すなわち、地方公営企業に従事する職員のうち労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者（使用者の利益を代表する者）の範囲を、地方労働委員会が認定して告示することとなった。

○　昭和 41 年 4 月、労働組合法の一部改正により、委員の任期が 1 年から 2 年に改正され、同日以降任命される委員に適用されることとなった。本県では、昭和 42 年 6 月任命の第 20 期委員から適用された。

○　昭和 46 年 5 月、労働組合法の一部改正が行われ、中央労働委員会においては、審査事件処理上、各側委員の委員数が 7 名から 8 名に改正された。

○　昭和 52 年 4 月、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為事件の迅速かつ公正な処理を促進するための所要の規定が整備された。

○　昭和 53 年 5 月、労働組合法、同法施行令の一部改正により、東京都、大阪府、北海道及び福岡県の各地方労働委員会並びに中央労働委員会の委員定数増が図られた。

○　国鉄、電電、専売の三公社の民営化に伴い、昭和 62 年 4 月、公共企業体等労働関係法が国営企業労働関係法となり、公共企業体等労働委員会も国営企業労働委員会に改組された。

○　昭和63年6月、労働組合法等の一部改正により、同年10月、中央労働委員会に国営企業労働委員会が統合され、委員数も公労使各側13名に改正された。

○　行政手続法の制定に伴い、平成5年11月、労働組合法の一部改正が行われ、労働委員会がする処分については、行政手続法の一部適用除外とされた。

○　平成11年7月、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（いわゆる地方分権一括法）の制定に伴い、機関委任事務とされていた地方労働委員会の事務は、平成12年4月から自治事務に位置付けられた。

○　平成13年1月に施行された独立行政法人通則法により、独立行政法人制度が創設された。これに伴い、特定独立行政法人とその職員に係る労働関係については、国営企業事件の場合と同様に中央労働委員会が不当労働行為事件の審査や紛争の調整等を行うなどの、労働組合法等の一部改正が行われた。また、中央省庁等改革により、労働省と厚生省が統合されて新たに厚生労働省が設置された。

○　平成13年6月、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律が成立し、同年10月1日に施行された。国（労働局）においては、紛争調整委員会によるあっせん制度の創設等による総合的な個別労働紛争解決システムの整備が図られた。

　同年10月1日、知事から、地方自治法第180条の2の規定に基づき「個別的労使紛争に係るあっせん等に関する要綱」に規定する個別的労使紛争のあっせん及び相談に関する事務の委任を受け、個別的労使紛争解決サービスを開始した。

○　平成15年3月、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為事件の迅速な処理を促進するための審査手続の充実及び地方労働委員会事務の自治事務化の趣旨を踏まえた規定の整備等が行われた。

○　平成17年1月、不当労働行為事件の審査期間の著しい長期化、救済命令等に対する取消率の高さ等の状況を踏まえ、審査の迅速化及び的確化を図るという観点から、労働組合法、同法施行令及び労働委員会規則の一部が改正され、審査手続及び審査体制の整備等に関して所要の改正が行われた。

　また、「地方労働委員会」の名称が「都道府県労働委員会」に改められたことから、本県労働委員会についても「香川県労働委員会」と改められた。

○　行政組織の効率化を推進するため、「国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成20年法律第26号）」により、船員労働委員会は、平成20年9月30日限りで廃止され、その事務のうち、船員の集団的労使紛争の解決等の事務（不当労働行為事件の審査、労働争議のあっせん、調停、仲裁等）は、平成20年10月1日から、中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管された。

第２節　労働委員会の組織と機構

労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に掲げる目的を達成するため、労働組合法第19条の12の規定に基づき設置された県の機関で、地方自治法にも規定されている行政機関である。

１　委　員

委員の構成は、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員及び公益を代表する公益委員の各側5名、合計15名をもって組織され、委員のうち労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、それぞれ知事が任命する。

委員の任期は2年であり、会長、会長代理は、委員の選挙によって公益委員の中から選ばれる。

令和5年12月1日に委員の改選があり、次のとおり新たに第48期委員が任命された。

第48期委員名簿（令和5年12月1日～令和7年11月30日）　（令和7年3月31日現在）

	氏名	職業	備考
公益委員	石合　由明	弁護士	46期～
	◎岡田　徹太郎	国立大学法人香川大学　教授	47期～
	加藤　創一	弁護士	新任
	○松尾　邦之	国立大学法人香川大学　名誉教授	40期～
	安井　順子	公認会計士	42期(H24.12)～
労働者委員	伊藤　香	四国電力労働組合本部　組織局兼総務局長	47期～
	大熊　正樹	自治労香川県本部　中央執行委員長	新任
	立石　猛	日本労働組合総連合会香川県連合会　事務局長	新任
	福家　良一	日本労働組合総連合会香川県連合会　会長	43期～
	三屋　智広	ＵＡゼンセン香川県支部　支部長	新任
使用者委員	阿部　有香	株式会社穴吹トラベル　代表取締役社長	新任
	白石　幸一	香川県経営者協会　専務理事兼事務局長	新任
	高橋　寛栄	仁尾興産株式会社　専務取締役	45期～
	友時　好敬	元　株式会社タダノビジネスサポート　代表取締役社長	45期～
	三谷　知己	四国電力株式会社　執行役員人事労務部長	47期～

［◎会長、○会長代理、各側50音順］

2　あっせん員候補者

労働委員会は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、学識経験者の中からあっせん員候補者を委嘱し、その名簿を作成している。当委員会においては、委員の改選ごとにあっせん員候補者を委嘱している。あっせん員候補者は、次のとおりである。

あっせん員候補者名簿　（令和7年3月31日現在）

氏名	現職（又は経歴）	備考
石合　由明	弁護士	現・公益委員
岡田　徹太郎	国立大学法人香川大学　教授	現・公益委員
加藤　創一	弁護士	現・公益委員
瀧本　浩司	香川県労働委員会事務局長	
松尾　邦之	国立大学法人香川大学　名誉教授	現・公益委員
安井　順子	公認会計士	現・公益委員
伊藤　香	四国電力労働組合本部　組織局兼総務局長	現・労働者委員
大熊　正樹	自治労香川県本部　中央執行委員長	現・労働者委員
立石　猛	日本労働組合総連合会香川県連合会　事務局長	現・労働者委員
福家　良一	日本労働組合総連合会香川県連合会　会長	現・労働者委員
三屋　智広	ＵＡゼンセン香川県支部　支部長	現・労働者委員
森　信夫	日本労働組合総連合会香川県連合会　顧問	元・労働者委員
阿部　有香	株式会社穴吹トラベル　代表取締役社長	現・使用者委員
島田　新一		元・使用者委員

氏名	現職（又は経歴）	備考
白石　幸一	香川県経営者協会　専務理事兼事務局長	現・使用者委員
高橋　寛栄	仁尾興産株式会社　専務取締役	現・使用者委員
友時　好敬	（元　株式会社タダノビジネスサポート　代表取締役社長）	現・使用者委員
三谷　知己	四国電力株式会社　執行役員人事労務部長	現・使用者委員

3　事務局

（1）事務局の沿革

○　昭和 21 年 3 月、県内政部労政課内に「香川県地方労働委員会事務局」設置。当初は、内政部長が事務局長を、労政課職員等が事務局幹事、書記等を兼務したが、昭和 22 年から順次専任職員を充足し、同年 12 月には事務局も独立して専任の事務局長を置いた。

○　昭和 25 年 3 月、「香川県地方労働委員会事務局処務規程」が制定され、「総務課」と「調整課」が置かれた。以後、所掌事務・事務処理の規程が順次整備された。

○　昭和 44 年 4 月、本庁舎から日本赤十字社香川県支部（高松市番町）へ移転した。

○　昭和 55 年 4 月、調整課を「審査調整課」に改め、「総務課」と「審査調整課」の 2 課となった。

○　昭和 57 年 4 月、調整事務が審査調整課から総務課に移され、これに伴い総務課が「調整課」に、審査調整課が「審査課」になった。

○　平成 5 年 12 月、亀岡分庁舎（高松市亀岡町）へ移転した。

○　平成 13 年 5 月、亀岡分庁舎から現在の香川県庁舎東館 3 階へ移転した。また、同年 10 月には、個別的労働関係紛争に関するあっせんの取扱いを開始した。

○　平成 15 年 4 月、グループ制の導入に伴い、調整課、審査課の 2 課制を廃止した。

○　平成 17 年 1 月、名称が「香川県労働委員会事務局」に改められた。

（2）職員

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

職名	氏名	発令年月日	転出（退職）年月日
事務局長	瀧本　浩司	令和 5 年 4 月 1 日	
課長補佐	浜野　弘文	令和 6 年 4 月 1 日	
副 主 幹	村上　慎二	令和 2 年 4 月 1 日	
副 主 幹	梅本　亜津子	令和 5 年 4 月 1 日	
主　　任	草野　正典	令和 4 年 4 月 1 日	

第２章

労働委員会の会議

第２章　労働委員会の会議

第１節　総　会

総会は、労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員の全員が出席する会議であり、当委員会では、原則第４火曜日に開催している。労働委員会規則第５条に掲げる付議事項その他委員会の業務全般の運営に関する事項を議題としている。

令和６年度は、次のとおり 12 回開催された。

回数	開催期日	主　要　議　題
1386	４月９日(火)	1 不当労働行為救済申立事件（令和６年（不）第１号）について 2 集団的労使関係に係る相談の状況について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について
1387	５月 28 日(火)	1 争議行為の実情調査について 2 不当労働行為救済申立事件（令和６年（不）第１号）について 3 令6-1 労働争議あっせん事件について 4 集団的労使関係に係る相談の状況について 5 個別的労使関係に係る相談の状況について 6 令和６年度四国ブロック労働委員会会長連絡会議の報告について 7 第 111 回四国労働委員会協議会総会（三者会議）の議題・発表者について 8 令和６年度無料労働問題相談会の実施計画について
1388	６月 25 日(火)	1 争議行為の予告通知及び実情調査について 2 不当労働行為救済申立事件（令和６年（不）第１号）について 3 令6-1 労働争議あっせん事件について 4 (個あ)令 6-1 及び(個あ)令 6-2 個別的労使紛争に係るあっせんの申請について 5 個別的労使関係に係る相談の状況について 6 令和６年度全国労働委員会会長連絡会議の報告について 7 第 111 回四国労働委員会協議会総会（三者会議）の報告について 8 令和６年度無料労働問題相談会の実施計画について 9 令和６年度出前講座の実施計画について
1389	７月 23 日(火)	1 不当労働行為救済申立事件（令和６年（不）第１号）について 2 令6-1 労働争議あっせん事件について 3 (個あ)令 6-1 及び(個あ)令 6-2 個別的労使紛争に係るあっせんの終結について 4 集団的労使関係に係る相談の状況について 5 個別的労使関係に係る相談の状況について 6 第 65 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の報告について 7 全国労働委員会連絡協議会第３回運営委員会の報告について 8 令和６年度無料労働問題相談会の実施計画について 9 令和６年度出前講座の実施計画について
1390	８月 27 日(火)	1 不当労働行為救済申立事件（令和６年（不）第１号について 2 令6-1 労働争議あっせん事件の終結について 3 令6-2 労働争議あっせん事件について 4 集団的労使関係に係る相談の状況について 5 個別的労使関係に係る相談の状況について 6 第 41 回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の開催について 7 令和６年度四国地区労使関係セミナーの開催について
1391	９月 24 日(火)	1 争議行為の予告通知について 2 不当労働行為救済申立事件（令和６年（不）第１号）の終結について 3 令6-2 労働争議あっせん事件について 4 集団的労使関係に係る相談の状況について 5 個別的労使関係に係る相談の状況について 6 第 41 回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の報告について 7 令和６年度無料労働問題相談会の実施について

回数	開催期日	主　要　議　題
1392	10月22日(火)	1 令6-2 労働争議あっせん事件について 2 集団的労使関係に係る相談の状況について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 令和6年度無料労働問題相談会の実施結果等について 5 令和6年度四国地区労使関係セミナーの報告について
1393	11月26日(火)	1 争議行為の予告通知及び実情調査について 2 令6-2 労働争議あっせん事件について 3 集団的労使関係に係る相談の状況について 4 個別的労使関係に係る相談の状況について 5 令和6年度無料労働問題相談会の実施結果について 6 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の報告について
1394	12月17日(火)	1 争議行為の予告通知及び実情調査について 2 令6-2 労働争議あっせん事件について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について
1395	1月28日(火)	1 争議行為の実情調査について 2 令6-2 労働争議あっせん事件の終結について 3 (個あ)令6-3 個別的労使紛争に係るあっせんの申請について 4 個別的労使関係に係る相談の状況について 5 第80回全国労働委員会連絡協議会総会の議題について 6 令和7年度定例総会及び専門労働相談の日程について 7 令和7年度の全国会議・ブロック会議等の開催日程について
1396	2月25日(火)	1 争議行為の予告通知について 2 (個あ)令6-3 個別的労使紛争に係るあっせん事件について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 令和7年度専門労働相談の実施について 5 令和6年度出前講座の実施状況について 6 令和7年度の全国会議・ブロック会議等の出席者について
1397	3月25日(火)	1 争議行為の予告通知について 2 (個あ)令6-3 個別的労使紛争に係るあっせん事件について 3 集団的労使関係に係る相談の状況について 4 個別的労使関係に係る相談の状況について 5 令和7年度専門労働相談の実施について 6 令和6年度出前講座の実施結果について 7 令和7年度の全国会議・ブロック会議等の出席者について

第2節　公益委員会議

公益委員会議は、労働委員会規則第9条に掲げる付議事項について審議決定する会議であり、会長が必要に応じて招集し、公益委員が出席して開催されるものである。

令和6年度は、開催がなかった。

第3節　連絡会議等

令和6年度に開催された、労働委員会規則第86条の規定による「使用者委員、労働者委員及び公益委員の三者構成による連絡協議会」、「会長及び事務局長の各連絡会議」その他の会議（事務局職員を対象としたものを含む。）は、次のとおりである。

＜全国会議＞

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議題
労働委員会制度80 周年記念行事第 1 回企画委員会	6 月 6 日(木)	東京都 労働委員会会館	立 石 委 員	1 委員長の選出について 2 委員長代理の選出について 3 労働委員会制度創設 80 周年記念行事について
全国労働委員会事務局長連絡会議	6 月 13 日(木)	岐阜市 ホテルグランヴェール岐山	瀧本事務局長	1 議事 ・審査・調整事件等の概況について 2 議題懇談 ・ＤＸの進展を踏まえた不当労働行為事件の審査やあっせん手続の取組について（岐阜県労委提案） ・労働委員会と労働局との連携について（中労委提案）
全国労働委員会会長連絡会議	6 月 14 日(金)	岐阜市 ホテルグランヴェール岐山	岡 田 会 長 瀧本事務局長	1 講演 ・「正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性」 講師；東京都労働委員会公益委員 神吉 知郁子 氏 2 議題懇談 ・今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて（中労委提案）
全国労働委員会連絡協議会第 2 回運営委員会	7 月 12 日(金)	東京都 労働委員会会館	立 石 委 員 白 石 委 員	1 協議事項 (1) 第 79 回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について 2 報告事項 (1) 労働委員会制度創設 80 周年記念行事について (2) 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について (3) 令和 6 年度公労使委員個別紛争専門研修について (4) 「個別労働関係紛争処理制度周知月間」について (5) 調整事件・不当労働行為事件取扱件数（全労委、新規係属件数）、労働局あっせん及び労働審判件数の推移について (6) 都道府県労働委員会における委員報酬の状況について
全国労働委員会事務局調整主管課長会議	10 月 28 日(月)	東京都 労働委員会会館	浜野課長補佐	1 調整業務の運営について 2 都道府県労働委員会からの事例報告 3 都道府県労働委員会からの業務報告
全国労働委員会事務局審査主管課長会議	10 月 29 日(火)	東京都 労働委員会会館	浜野課長補佐	1 中間収入の控除について 2 併合事件について 報告事項 中労委の民事訴訟のＩＴ化への対応について等

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議題
第79回全国労働委員会連絡協議会総会	11月14日(木) ～ 11月15日(金)	東京都 一橋大学 一橋講堂	岡田会長 加藤委員 立石委員 三屋委員 白石委員 三谷委員 浜野課長補佐	議題1　退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について（北海道・東北ブロック公労使提案） 議題2　審査の迅速化に向けた取組について（中労委提案） 議題3　若年層に向けた労働委員会の取組の周知について（近畿ブロック公労使提案） 講演：「近年における労働裁判の動向」 講師：元中央労働委員会会長代理 森戸 英幸 氏

＜中国・四国ブロック会議＞

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議題
第65回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	7月16日(火)	高松市 香川県庁	岡田会長 加藤委員 安井委員 瀧本事務局長 ほか	議題1 履行確認について（広島県） 議題2 単一組織組合に対する組合資格審査での労組法第2条の要件該当性について（香川県）

＜四国ブロック会議＞

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議　題
四国地区労働委員会事務局長連絡会議	5月17日(金)	松山市 愛媛県中予地方局	瀧本事務局長 梅本副主幹	議題1 個別労働関係紛争の相談・あっせんにおけるうつ病などのメンタル不調者への配慮について（徳島県） 議題2　職員のノウハウや経験の不足に対する対応等について（香川県） 議題3　あっせん申請件数増加のための取組について（高知県）
四国ブロック労働委員会会長連絡会議	5月17日(金)	松山市 愛媛県中予地方局	岡田会長	議題1 不当労働行為救済申立において職場唯一の組合員である従業員が退職し職場復帰の希望がない場合の救済の利益と救済の方法について（徳島県） 議題2　あっせん申請した労働者に対する使用者の不利益取扱いについて（香川県） 議題3　不事件における結審間際の同一当事者間での同様事案に係る新規申立てへの対応について（高知県）

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議　題
第111回四国労働委員会協議会総会（三者会議）	6月7日(金)	高松市 香川県庁	岡田会長 松尾会長代理 石合委員 加藤委員 安井委員 伊藤委員 大熊委員 立石委員 阿部委員 白石委員 高橋委員 友時委員 三谷委員 瀧本事務局長 ほか	議題1　船員からの個別労働関係紛争あっせん申請の取扱い及びあっせんの進め方について（徳島県） 議題2　無期転換した契約社員を再雇用する場合の賃金減額について（愛媛県） 議題3　非違行為に関する調査報告を求める業務命令違反に対する懲戒処分の是非等について(高知県)
四国ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議	7月31日(水)	WEB会議 (香川県)	浜野課長補佐	議題1　事務局の相談体制や相談の在り方について（徳島県） 議題2　外国人労働者への対応について（愛媛県） 議題3　事務局職員及び委員の研修等について（高知県） 議題4　労働委員会委員による労働相談について（香川県）
第41回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会	9月10日(火)	高知市 高知県庁	岡田会長 松尾会長代理 石合委員 加藤委員 安井委員 草野主任	議題1　同僚により無断で撮影された映像を証拠として懲戒処分を行うことの是非について（徳島県） 議題2　労働組合による団体交渉の開催等を求めるあっせんにおける労働委員会の関与について(香川県) 議題3　不当労働行為申立て後に、被申立人が清算手続を開始し、かつ清算結了登記を行った場合における、被申立人適格及び救済利益の判断について（愛媛県）

第３章

労働争議の調整

第３章　労働争議の調整

第１節　調整事件（あっせん・調停・仲裁）

１　調整事件の取扱状況

令和6年度に取り扱った調整事件は、新規係属事件が２件（あっせん）であった。

なお、調停事件については平成５年度を最後に申請がなく、仲裁事件についてはこれまで実績がない。

区分＼年度		２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	計
前年度からの繰越件数				1			
新規申請件数		2	2	1		2	7
（申請区分）	あっせん	(2)	(2)	(1)		(2)	(7)
	調　停						
	仲　裁						
取扱件数計		2	2	2		2	
終結件数		2	1	2		2	7
（終結区分）	解　決	(1)		(1)		(2)	(4)
	取下げ						
	打切り	(1)	(1)	(1)			(3)
	不開始						
翌年度への繰越件数			1				

（１）申請の内訳

＜ア　申請者別＞

区分＼年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	計
労働組合	2	2			2	6
使用者			1			1
労使双方						
職権						
計	2	2	1		2	7

＜イ　調整事項別＞

区分＼年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	計
組合承認・組合活動					1	1
協約締結・全面改訂						
協約効力・解釈						
賃金等	1	1			1	3
給与以外の労働条件		1				1
経営又は人事	2					2
福利厚生						
団交促進	2	2	1		2	7
事前協議制	1					1
その他			1			1
計	6	4	2		4	16

＜ウ　業種別＞

区分＼年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
建設業						
製造業	1					1
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業						
金融業、保険業						
不動産業、物品賃貸業		1				1
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業						
生活関連サービス業、娯楽業						
教育、学習支援業					2	2
医療、福祉	1	1	1			3
複合サービス事業						
サービス業						
公務						
その他						
計	2	2	1		2	7

＜エ　従業者規模別＞

区分＼年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
1人　～　9人						
10人　～　49人		1				1
50人　～　99人	1					1
100人　～　299人					2	2
300人　～	1	1	1			3
計	2	2	1		2	7

※　＜イ調整事項別＞の区分は、一つの事件で複数の調整事項がある場合、総数は新規係属件数と一致しない。

※　＜エ従業者規模別＞の区分は、総務省統計局「日本統計年鑑 － 第7章　企業活動」の例を参考にした。第4章、第6章において同じ。

（2）終結状況及び平均所要日数

区分＼年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
解　　決	1件 83日		1件 85日		2件 112日	4件 98日
取 下 げ						
打 切 り	1件 86日	1件 83日	1件 54日			3件 74日
不 開 始						
計	2件 85日	1件 83日	2件 70日		2件 112日	7件 88日

※　件数・平均日数は、事件の終結した年度で処理している。

※　平均日数は、調整員指名前に「取下げ」、「不開始」となった事件以外の調整員指名から終結までの所要日数の平均（小数点以下、四捨五入）である。

※　自主解決による取下げであっても、事務局の事前調査やあっせん活動が自主解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものは、「解決」に含めている。

2　調整事件の一覧

（新規）

事件番号	申請月日 指名月日	申請者	業　種 従業員数	組合員数	調整事項	調整員	終結			
							年月日	結果	所要日数	調整回数
令6-1 (あっせん)	6.4.25 6.5.2	組合	教育・学習支援業 131人	43人	・団体交渉を開催し、団体交渉ルールの設定について協議すること。 ・過半数組合であることを認め、労使協定を締結すること	松尾 三屋 三谷	6.7.26	解決	86日	2回
令6-2 (あっせん)	6.8.20 6.8.23	組合	教育・学習支援業 131人	42人	・令和6年夏季賞与についての客観的・具体的な資料を組合に提示すること ・賞与額・査定に関する交渉に誠実に対応すること ・36協定に関する団体交渉に誠実に応じること	松尾 三屋 三谷	7.1.6	解決	137日	3回

3　調整事件の概要

【新規】

令６－１（あっせん）

調整事項		・団体交渉を開催し、団体交渉ルールの設定について協議すること。 ・過半数組合であることを認め、労使協定を締結すること。
申請までの経過		使用者の団交拒否により、団交が開催できず、また組合を過半数組合と認めなかったため労使協定が締結できない状況にあったため、組合は、団体交渉ルールの設定と過半数組合であることを認め労使協定を締結することを求めてあっせんを申請した。
労使の主張	労	・ 団体交渉を11回申し入れたにもかかわらず、使用者は、組合規約や大会の議事録等を提出して、労組法適合組合かどうか疎明しない限り、団体交渉に応じる義務はないとの一方的な主張を繰り返し、組合の再三の抗議にも関わらず、団体交渉を拒否し続けている。 ・ 使用者は、過半数組合かどうかの確認が取れないため、組合と労使協定は締結しないと主張し、組合に組合員名簿等の提出を求めている。組合に名簿等の提出を求めることは、不当労働行為につながると再三抗議し、過半数組合を証明する他の方法を提案したが、使用者は、名簿等の提出に固執し、労使協定の締結に応じようとしない。
	使	・ 団体交渉については、交渉日時や場所等を設定し、数日前に組合に通知したが、急で一方的であるとして、組合がキャンセルしたのであって、法人は団体交渉を拒否していない。 ・ 組合に対し、法に適合した組合かどうか確認するため、規約等の提出を求めてきたが、組合が疎明資料を提出しないため、その確認ができない。法適合組合でなければ、不当労働行為の救済を受ける資格はなく、法人が団体交渉を受ける義務もない。 ・ 団交ルールについては、過去の労使紛争の経験から必要性を認識しており、弁護士と相談し作成した法人の案を組合に提案したが、組合は話合いに応じようとしない。 ・ 労使協定の締結にあたり、過半数組合か確認するため、組合に組合員名簿の提出を求めているが、組合は名簿の提出を拒否している。過半数組合であることを組合が疎明しない限り、組合と労使協定を締結することはできない。
あっせん経過及び結果		労使双方の主張を確認したうえで、使用者は、組合の団交申入れに対し、団交ルールに基づき、誠実に団交に応じることや、使用者は、組合が過半数組合であることを認め、労使協定を組合と締結すること等を内容とするあっせん案を提示したところ、双方が合意したため、あっせんを終結した。【解決】

令６－２（あっせん）

調整事項		・令和6年夏季賞与についての客観的・具体的な資料を組合に提示すること ・賞与額・査定に関する交渉に誠実に対応すること ・36 協定に関する団体交渉に誠実に応じること
申請までの経過		令和 6 年夏季賞与が支給された時点で、組合は、賞与に関する団体交渉を使用者に拒否されている状態であった。組合は、使用者に夏季賞与の査定方法について、客観的・具体的な資料に基づく合理的な説明を求めたが、使用者からは明確な説明や返答がなく、早急に団体交渉を開始する必要からあっせんを申請した。
労使の主張	労	・ 使用者は、組合が要求している夏季賞与に関する資料を提出する気がなく、団体交渉で、使用者側の出席者は、賞与の査定基準等は代表者しかわからないなどと主張し、組合の説明を聞くだけで実質的な交渉に応じなかった。 ・ 夏季賞与は、明確な査定基準がないまま、代表者が恣意的に査定して支給したものであり、査定基準がないのであれば、教職員一律に昨年並みの月数で支給し、査定するのであれば、明確な査定基準と根拠を示すべきである。
	使	・ 組合と夏季賞与に関する団体交渉を２回行ったが、組合の話は抽象的で具体性に欠けるため、組合の真意を測りかねる。具体的な内容を示してもらわないと交渉にならない。 ・ 賞与の査定基準は、特に決めていない。
あっせん経過及び結果		労使双方の主張を確認したうえで、組合は、夏季賞与の支給月数等の具体的な要求項目を記載した要求書を提出し、使用者は、団体交渉時に文書で回答することや、現在の団体交渉事項が解決した後、労使協議会の設置について組合と使用者は相互に協力して、協議・検討すること等を内容とするあっせん案を提示したところ、双方が合意したため、あっせんを終結した。【解決】

第２節　労働争議の実情調査

１　労働争議の予告件数

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定による公益事業に係る争議行為の予告通知について、同条違反が疑われる事案は確認されなかった。

また、関係当事者から当委員会に提出された争議行為予告通知について、労働委員会規則第 62 条の 2 の規定により、次のとおり労働争議の実情調査を実施した。

当委員会で受付した新規案件は、業種は全て医療業で、賃金等に関するものであった。

予告通知及び労働争議実情調査件数（香川県労委受付分）

区分＼年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	計
前年度からの繰越件数	4	4	3	4	3	
新規予告通知件数	7	6	8	8	8	37
計	11	10	11	12	11	
解　　決	7	7	6	9	8	37
打　切　り			1			1
調整に移行						
翌年度への繰越件数	4	3	4	3	3	

２　実情調査の一覧

（繰越）

番号	事件名	要求項目	開始	終結	結果
6-1	香川民医連労働組合労働争議	2024 年春闘要求	6.2.16	6.5.15	解決
6-2	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	2024 年春闘要求	6.2.22	6.6.17	解決
6-3	高松赤十字病院労働組合労働争議	2024 年春闘要求	6.2.22	6.6.13	解決

（新規）

番号	事件名	要求項目	開始	終結	結果
6-4	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	夏季一時金要求	6.6.13	6.6.17	解決
6-5	高松赤十字病院労働組合労働争議	2024 年度統一要求	6.8.23	6.12.9	解決
6-6	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	2024 年秋闘要求	6.10.24	6.12.16	解決
6-7	香川民医連労働組合労働争議	2024 年秋闘要求	6.10.25	6.11.11	解決
6-8	高松赤十字病院労働組合労働争議	2024 年秋年末要求	6.10.25	6.12.6	解決
7-1	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	2025 年春闘要求	7.2.21	ー	係属中
7-2	香川民医連労働組合労働争議	2025 年春闘要求	7.2.21	ー	係属中
7-3	高松赤十字病院労働組合労働争議	2025 年春闘要求	7.2.28	ー	係属中

第３節　集団的労使関係に係る相談

令和 6 年度に取り扱った集団的労使関係に関する労働相談は、16 件で、前年度に比べ 1 件増加した。

区分＼年度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	計
相　談　件　数		9	17	8	15	16	65
相談者別	労働組合等	7	16	2	9	13	47
	使　用　者	2	1	6	6	3	18

【相談事項別】

区分＼年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	計
a.組合承認・組合活動	1	2	2	3	1	9
b.協約締結・全面改訂	2		3			5
c.協約効力・解釈			1			1
〈賃金等〉		4		3	3	10
d.賃金増額		(1)			(1)	(2)
e.一時金				(2)		(2)
f.諸手当					(1)	(1)
g.その他賃金		(3)		(1)	(1)	(5)
h.退職一時金・年金						
i.解雇手当・休業手当						
〈給与以外の労働条件〉		5	1	2		8
j.労働時間				(1)		(1)
k.休日・休暇						
l.作業方法の変更						
m.定年制						
n.その他の労働条件		(5)	(1)	(1)		(7)
〈経営又は人事〉	4	6		3		13
o.事業休廃止・事業縮小						
p.企業合併・営業譲渡						
q.人員整理	(1)					(1)
r.配置転換		(2)		(1)		(3)
s.解雇	(1)					(1)
t.その他の経営・人事	(2)	(4)		(2)		(8)
u.福利厚生						
v.団交促進	5	13	1	2	2	23
w.事前協議制	1					1
x.その他	2	5	2	6	13	28
総　数	15	35	10	19	19	98

※「相談事項別」の分類は、「都道府県労働委員会状況報告要領（令和 4 年 4 月　中央労働委員会事務局）」「11 調整事項」（a～x）の例による。また、1 件の相談で複数の相談事項を含む場合があるので、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

第４章

不当労働行為事件の審査

第４章　不当労働行為事件の審査

第１節　不当労働行為事件

１　不当労働行為の取扱状況

令和６年度の新規申立ては０件、前年度からの繰越事件は１件であった。

区分＼年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	計
前年度からの繰越件数					1	
新規申立件数				1		1
取扱件数計				1	1	
終結件数					1	1
翌年度への繰越件数				1		

（１）申立ての内訳

＜ア　申請者別＞

区分＼年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	計
組合				1		1
個人						
計				1		1

＜イ　申立事由別＞

区分＼年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	計
７条１号						
１・２号						
１・３号						
１・２・３号						
２号				1		1
２・３号						
３号						
計				1		1

＜ウ　業種別＞

区分＼年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
建設業						
製造業						
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業						
金融業、保険業						
不動産、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業						
生活関連サービス、娯楽業						
教育、学習支援業						
医療、福祉				1		1
複合サービス業						
サービス業						
公務						
その他						
計				1		1

＜エ　従業者規模別＞

区分＼年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
1人 ～ 9人						
10人 ～ 49人						
50人 ～ 99人						
100人 ～ 299人						
300人 ～				1		1
計				1		1

（2）終結の状況

区分		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
命令・決定	全部救済						
	一部救済						
	棄却						
	却下						
和解等	関与和解					1	1
	無関与和解						
	取下げ						
計						1	1

2　審査の目標期間の達成状況

当委員会では、審査期間の目標を1年以内と定めている。

令和6年度に終結した事件では、目標を達成した。

3　不当労働行為事件の一覧

（繰越）

年	事件番号	申立人	被申立人〔業種〕	申立年月日	法第7条該当号	終結状況		審査委員
						年月日	結果	参与委員
6	令和6年(不)第1号事件	組合	医療，福祉	6.2.27	2号	6.9.2	関与和解	岡田審査委員長 松尾審査委員 石合審査委員 労側：福家委員 伊藤委員 使側：友時委員 白石委員

4　不当労働行為事件の概要

(1)令和6年(不)第1号事件（繰越）

当事者	申立人			被申立人	
	X労働組合			社会福祉法人Y〔医療、福祉〕	
申立年月日	令和6年2月27日		終結年月日	令和6年9月2日	
調査回数	2	所要日数	189日	終結区分	関与和解
審問回数	―				
請求する救済の内容	① 締結済みの労働協約の部分破棄及び一方的変更を撤回し、一時金を支給すること ② 謝罪文の手交及び掲示				

1　事件の概要

年間一時金の支給月数は、令和２年に締結した労働協約に基づき、県職員の支給月数に合わせて取り扱われてきたが、Y法人は、令和５年について、県職員に引上げがあったにもかかわらず、X組合に対して据え置きを提案し、X組合の引上げ要求に応じようとしなかった。さらに、その後の交渉で、X組合が提示した妥協案に対する回答において、引上げを行う代わりに令和２年に締結した労働協約を破棄及び無効化する旨の差し違え条件を提示してきた。

こうした行為は、不誠実団交に当たり、不当労働行為であるとして、X組合が救済を申し立てた事件である。

2　審査の経過

調査を２回実施した後、両当事者が和解協議を行うことに同意したので、令和６年８月５日期日で和解協議を実施したが、期日前にY法人がX組合に対して一方的に労働協約を解約する旨の文書を直送していたためX組合が反発した。そのため、令和６年９月２日期日で再び調査を行うこととしていたが、労使各側参与委員が事前に両当事者に対して和解案を丁寧に説得したところ、両当事者から和解協議に応じる旨回答があったので、調査を和解に変更し、直ちに和解協議に入り、和解協定書を締結し、X組合は取下書を提出して、終結した。

第２節　再審査事件・行政訴訟事件

１　再審査事件

令和６年度に中央労働委員会に再審査を申し立てた事件はなかった。

２　行政訴訟事件

令和６年度に行政訴訟事件として裁判所に係属した事件はなかった。

第５章

労働組合

第５章　労働組合

第１節　労働組合の資格審査

１　資格審査の取扱状況

令和６年度の労働組合資格審査取扱件数はなかった。

区分＼年度		２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	計
前年度からの繰越件数							
新規申請件数			1		2		3
（申請内訳）	委員推薦		(1)		(1)		(2)
	法人登記						
	不当労働行為事件						
	労働者供給事業				(1)		(1)
取扱件数計			1		2		
終　　結			1		2		3
（結果内訳）	有資格		(1)		(2)		(3)
	無資格						
	取下げ・打切り						
翌年度への繰越件数							

２　資格審査の一覧

令和６年度

受理番号	受理月日	申請事由	申請者	資格有無	決定番号	決定月日	備考

第２節　認定告示

令和６年度に、地方公営企業等の労働関係に関する法律第５条第２項の規定による認定及び告示案件はなかった。

また、同条第３項の規定による地方公営企業からの職の新設、変更又は廃止の通知はなかった。

第３節　労働協約の拡張適用

令和６年度に、労働組合法第18条の規定により、一の労働協約を一の地域に拡張適用する旨の申立て、決議又は公告はなかった。

第６章

個別労働関係紛争のあっせん

第６章　個別労働関係紛争のあっせん

第１節　あっせん事件

１　あっせん事件の取扱状況

令和６年度に取り扱ったあっせん事件は、新規係属事件が３件であった。

区分＼年度		２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	計
前年度からの繰越件数		1	1				
新規申請件数		7	4	3		3	17
(申請者内訳)	労働者	(7)	(4)	(2)		(3)	(16)
	使用者			(1)			(1)
	労使双方						
取扱件数計		8	5	3		3	
終結		7	5	3		2	17
(結果内訳)	解決	(3)	(2)	(1)			(6)
	取下げ		(1)				(1)
	打切り	(4)	(2)	(2)		(2)	(10)
	不開始						
翌年度への繰越件数		1				1	

（１）申請の内訳

＜ア　あっせん事項別＞

区分＼年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	計
経営又は人事	6	5	2		3	16
賃金等	1				2	3
労働条件等	1	1	2		2	6
職場の人間関係	1	2	2		2	7
その他	2					2
計	11	8	6		9	34

※　一つの事件で複数の調整事項がある場合、総数は、新規係属件数とは一致しない。

＜イ　業種別＞

区分＼年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	計
建設業						
製造業		1	1			2
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業		1				1
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業		2				2
金融業、保険業						
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業						
生活関連サービス業、娯楽業	1					1
教育、学習支援						
医療、福祉	3		1		2	6
複合サービス事業	1				1	2
サービス業	2					2
公務						
その他			1			1
計	7	4	3		3	17

＜ウ　従業者規模別＞

区分＼年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
1人 ～ 9人	1		1		2	4
10人 ～ 49人	2					2
50人 ～ 99人	1	2				3
100人 ～ 299人		1	1			2
300人 ～	3	1	1		1	6
計	7	4	3		3	17

（2）終結状況及び平均所要日数

区分＼年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
解　決	3件57日	2件45日	1件101日			6件60日
取下げ		1件15日				1件15日
打切り	4件48日	2件38日	2件29日		2件36日	10件40日
不開始						
計	7件52日	5件36日	3件53日		2件36日	17件45日

※　件数・平均日数は、事件の終結した年度で処理している。
※　平均日数は、「解決」、「取下げ」、「打切り」となった場合の申請受付日から終結日までの所要日数の平均（小数点以下、四捨五入）である。
※　自主解決による取下げであっても、事務局の事前調査やあっせん活動が自主解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものは、「解決」に含めている。

2　あっせん事件の一覧

（新規）

事件番号	申請月日 指名月日	申請者	業種 従業員数	あっせん事項	あっせん員	終結			
						年月日	結果	所要日数	調整回数
(個あ) 令6-1	6.5.27 6.6.3	労	医療・福祉 1～9人	不当な雇止め及び不適切な言動により精神的苦痛を受けたことに対する解決金の支払い	安井 大熊 高橋	6.7.1	打切り (不応諾)	36日	—
(個あ) 令6-2	6.5.27 6.6.3	労	医療・福祉 1～9人	不当な雇止め及び不適切な言動により精神的苦痛を受けたことに対する解決金の支払い	安井 大熊 高橋	6.7.1	打切り (不応諾)	36日	—
(個あ) 令6-3	6.12.24 6.1.21	労	複合サービス事業 300人～	解雇撤回、それが無理ならば補償の支払い	加藤 福家 友時	—	繰越	—	—

3　あっせん事件の概要

【新規】

(個あ)令 6-1

あっせん事項		不当な雇止め及び不適切な言動により精神的苦痛を受けたことに対する解決金の支払い
申請までの経過		申請者は、新規開設した障害者通所施設に正社員として雇用されたが、1カ月後、被申請者から一方的に有期契約社員に変更され、パワハラも受けたうえに勤務態度不良を理由に雇止めとなったことに納得できず、その補償を求めて、あっせんを申請した。
労使の主張	労	一方的な有期契約社員への変更やパワハラを受け、身に覚えのない理由で雇止めになり、精神的苦痛を受けた。
	使	パワハラは行っておらず、逆に申請者が他の従業員に対して不適切な言動を行ったり、勤務時間中に私的な事を行っていたもので、雇止めはやむを得ない判断であった。
あっせん経過及び結果		被申請者があっせんに参加しなかったため、打ち切りとした。【打切り】

(個あ)令 6-2

あっせん事項		不当な雇止め及び不適切な言動により精神的苦痛を受けたことに対する解決金の支払い
申請までの経過		申請者は、新規開設した障害者通所施設に正社員として雇用されたが、1カ月後、被申請者から一方的に有期契約社員に変更され、パワハラも受けたうえに勤務態度不良を理由に雇止めとなったことに納得できず、その補償を求めて、あっせんを申請した。
労使の主張	労	一方的な有期契約社員への変更やパワハラを受け、身に覚えのない理由で雇止めになり、精神的苦痛を受けた。
	使	パワハラは行っておらず、逆に申請者が他の従業員に対して不適切な言動を行ったり、勤務時間中に私的な事を行っていたもので、雇止めはやむを得ない判断であった。
あっせん経過及び結果		被申請者があっせんに参加しなかったため、打ち切りとした。【打切り】

(個あ)令 6-3

あっせん事項		解雇撤回、それが無理ならば補償の支払い
申請までの経過		申請者は、採用後、職場の人間関係から適応障害となり、自宅療養していたが、復職に向けた面接での人事担当者の対応で症状が悪化した。その後も復職に向けた話し合いは続いていたが、唐突に解雇通知が届き、解雇理由に納得できなかったため、あっせんを申請した。
労使の主張	労	適応障害を発症した原因は職場で受けたハラスメントであり、解雇理由の勤務態度についても、上司から注意を受けたことは無く、解雇は不当である。
	使	職場でのハラスメントは確認できず、申請者の勤務態度には問題があり、健康状態等考慮して配慮したにもかかわらず、申請者から復帰日の延長の申出があったこと等を総合的に判断したものである。
あっせん経過及び結果		【翌年度に繰越】

第２節　個別労働関係に係る相談

当委員会で受け付けた労働相談（委員による労働相談のほか、事務局職員による相談を含む。）の状況は、次のとおりである。

令和６年度の相談件数は 132 件で、前年度と同数であった。

区分＼年度		２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	計
相談件数		108	97	127	132	132	596
相談者別	労働者	104	91	120	124	123	562
	使用者	4	6	7	8	9	34

【相談事項別】

区分＼年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	計
〈経営又は人事〉	56	52	55	62	64	289
ア 解雇	(31)	(18)	(28)	(18)	(34)	(129)
イ 配置転換、出向転籍	(4)	(8)	(7)	(6)	(8)	(33)
ウ 復職	(1)	(1)	(5)	(3)	(1)	(11)
エ 懲戒処分	(2)	(4)		(4)		(10)
オ 退職	(15)	(19)	(13)	(27)	(16)	(90)
カ 勤務延長、再雇用	(2)		(2)	(1)		(5)
キ その他経営又は人事	(1)	(2)		(3)	(5)	(11)
〈賃金等〉	29	30	24	39	11	133
ク 賃金未払	(13)	(11)	(10)	(15)		(49)
ケ 賃金増額	(2)			(2)		(4)
コ 賃金減額	(1)	(5)	(1)	(8)	(4)	(19)
サ 一時金	(4)	(2)		(1)		(7)
シ 退職一時金	(2)	(5)	(3)	(1)		(11)
ス 解雇手当				(2)		(2)
セ 休業手当	(6)	(5)	(5)	(1)		(17)
ソ 諸手当	(1)	(1)	(2)	(5)	(3)	(12)
タ その他賃金		(1)	(3)	(4)	(4)	(12)
チ 年金(厚生年金等)						
〈労働条件等〉	62	43	49	58	53	265
ツ 労働契約	(13)	(4)	(6)	(4)	(7)	(34)
テ 労働時間	(5)	(5)	(5)	(7)	(5)	(27)
ト 休日・休暇	(1)		(3)	(8)	(7)	(19)
ナ 年次有給休暇	(6)	(15)	(11)	(10)	(2)	(44)
ニ 育児休暇・介護休暇	(5)			(3)	(1)	(9)
ヌ 時間外労働		(4)	(1)	(4)	(2)	(11)
ネ 安全・衛生	(4)	(2)	(3)	(5)	(1)	(15)
ノ 福利厚生制度		(1)	(3)	(2)	(3)	(9)
ハ 社会保険	(11)	(5)	(4)	(5)	(10)	(35)
ヒ 労働保険	(13)	(5)	(3)	(8)	(9)	(38)
フ その他の労働条件等	(4)	(2)	(10)	(2)	(6)	(24)
〈職場の人間関係〉	31	20	36	55	45	187
ヘ セクハラ		(2)		(3)		(5)
ホ パワハラ・嫌がらせ	(31)	(18)	(36)	(52)	(45)	(182)
マ その他	16	6	22	5	10	59
総数	194	151	186	219	183	933

※「相談事項別」の分類は、「個別労働紛争処理に係る情報提供の方法について（平成 25 年２月 28 日）」の例による。また、１件の相談で複数の相談事項を含む場合があるので、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

第７章

委員会の様々な活動

第７章　委員会の様々な活動

第１節　委員による労働相談

１　専門労働相談

労働相談は、個別労働関係紛争等のあっせんの端緒となることから、事務局職員による労働相談を随時受け付けているが、より専門性の高い助言を提供し、労働委員会に対する県民の認知を高めるため、公益委員と労働者委員又は使用者委員の 2 名による専門労働相談を定期的（定例総会の前）に実施している。

令和６年度の実施状況は、次のとおりである。

（１）相談状況

回	実施日	相談員		件数
164	4 月 9 日(火)	(公)石合委員	(労)大熊委員	
165	5 月 28 日(火)	(公)加藤委員	(使)高橋委員	1
166	6 月 25 日(火)	(公)岡田会長	(労)立石委員	
167	7 月 23 日(火)	(公)岡田会長	(使)白石委員	1
168	8 月 27 日(火)	(公)安井委員	(労)伊藤委員	
169	9 月 24 日(火)	(公)石合委員	(使)阿部委員	
170	10 月 22 日(火)	(公)加藤委員	(労)福家委員	1
171	11 月 26 日(火)	(公)岡田会長	(使)友時委員	1
172	12 月 17 日(火)	(公)松尾会長代理	(労)三屋委員	
173	1 月 28 日(火)	(公)加藤委員	(使)三谷委員	1
174	2 月 25 日(火)	(公)石合委員	(労)大熊委員	
175	3 月 25 日(火)	(公)安井委員	(使)高橋委員	
計				5

（２）相談内容

相談内容	件数
経営又は人事	4
賃金等	
労働条件等	1
職場の人間関係	4
その他	
計	9

※　一つの相談で複数の相談事項がある場合、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

２　無料労働問題相談会

複雑・多様化する個別労働関係紛争に対処するため、職場における労使関係の諸問題について、労使を問わず広く相談を受け付け、労使紛争の未然防止と早期解決を図ることを目的に、「個別労働関係紛争処理制度」周知月間に合わせ、無料労働問題相談会を次のとおり実施した。

（１）実施要領

期　間　令和６年 10 月 5 日(土)～11 日(金)　(7 日間)

場　所　香川県社会福祉総合センター、さぬき市役所、香川県三豊合同庁舎、県庁、丸亀市役所

対象者　県内の事業所で働く労働者、使用者（事業者）

主　催　香川県労働委員会、香川県、香川労働局

後　援　日本労働組合総連合会香川県連合会、香川県経営者協会、香川県社会保険労務士会

（2）相談状況

日時		場所	相談員	件数
1	10月5日(土) 13:30～16:30	香川県社会福祉総合センター	(公)松尾会長代理　(使)三谷委員	2
2	10月6日(日) 13:30～16:30	香川県社会福祉総合センター	(公)安井委員　(労)立石委員	1
3	10月7日(月) 13:30～16:30	さぬき市役所	(公)加藤委員　(使)友時委員 (労)大熊委員　県労働政策課相談員	2
4	10月8日(火) 9:30～16:30	香川県三豊合同庁舎	(労)福家委員　(使)白石委員 (労)三屋委員　(使)高橋委員	1
5	10月9日(水) 13:30～16:30	県庁	労働局相談員　特定社会保険労務士	2
6	10月10日(木) 9:30～16:30	県庁	労働局相談員　特定社会保険労務士 労働局相談員　県労働政策課相談員	1
7	10月11日(金) 9:30～16:30	丸亀市役所	(公)岡田会長　(使)阿部委員 (公)石合委員　(労)伊藤委員	2
計				11

（3）相談内容

相談内容	件数
経営又は人事	2
賃金等	1
労働条件等	3
職場の人間関係	7
その他	1
計	14

※　一つの相談で複数の相談事項がある場合、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

（参考）最近5年間の相談件数

区分 年度	件数	実施場所・日数
2年度	8	県庁（2日）、香川県社会福祉総合センター（2日）、さぬき市（1日）、丸亀市（1日）、香川県三豊合同庁舎（1日）
3年度	13	県庁（2日）、香川県社会福祉総合センター（1日）、ワークサポートかがわ（1日）、さぬき市（1日）、丸亀市（1日）、香川県三豊合同庁舎（1日）
4年度	11	県庁（2日）、香川県社会福祉総合センター（2日）、さぬき市（1日）、丸亀市（1日）、香川県三豊合同庁舎（1日）
5年度	13	県庁（2日）、香川県社会福祉総合センター（2日）、さぬき市（1日）、丸亀市（1日）、香川県三豊合同庁舎（1日）
6年度	11	県庁（2日）、香川県社会福祉総合センター（2日）、さぬき市（1日）、丸亀市（1日）、香川県三豊合同庁舎（1日）

（4）パネル・ポスター展

無料労働問題相談会に合わせて、労働紛争解決に関するパネル・ポスター展を令和6年10月7日(月)から11日（金）まで、県庁本館1階ギャラリーで開催した。

第２節　出前講座

これから社会人になる高校生・専門学校生や生徒等を指導する教職員を対象に、労働法の基礎知識や働くことの意義・大切さを学んでもらうため、現場の労使関係に精通し、経験豊富な労働委員会委員が講師として出前講座を実施している。

回	日時	実施先	受講者数	講師
1	9月11日(水) 13:45～14:45	四国総合ビジネス専門学校	生　徒　20人 教職員　3人	(労) 三屋委員
2	10月3日(木) 9:30～10:30	さぬき福祉専門学校	生　徒　7人 教職員　2人	(公) 石合委員
3	10月25日(金) 14:50～15:40	香川県立高等技術学校 高松校	生　徒　52人 教職員　11人	(使) 白石委員
4	12月12日(木) 17:50～18:50	三本松高等学校　定時制	生　徒　24人 教職員　5人	(公) 加藤委員
5	12月18日(水) 17:40～18:40	丸亀高等学校 定時制	生　徒　21人 教職員　9人	(労) 大熊委員
6	2月14日(金) 10:05～10:55	坂出工業高等学校	生　徒　106人 教職員　7人	(使) 白石委員

第３節　研修

委員、職員の資質の向上等を目的とし、次のとおり研修等に参加した。

１　中央労働委員会の研修

（１）第75回労働委員会事務局職員中央研修

開催日　令和6年6月10日(月)～11日(火)

会　場　労働委員会会館（東京都）

参加者　浜野課長補佐

内　容　1日目：6月10日（月）

- 講演　労働委員会制度について
- 講演　労働委員会事務局職員に期待すること
- 講演　労働局のあっせん制度
- 講演　裁判所における個別労働紛争解決システム

2日目：6月11日（火）

- 演習　個別労働紛争
- 演習　集団紛争
- 講義　栃木県労働委員会の調整事例紹介及び中央労働委員会公益委員によるコメント

（２）令和6年度公労使委員合同研修

開催日　令和6年9月5日(木)～6日(金)

会　場　日本教育会館（東京都）、中央労働委員会会館（東京都）、ＡＰ新橋（東京都）

参加者　(公)加藤委員、(労)大熊委員、(労)立石委員、(労)三屋委員、(使)阿部委員、(使)白石委員

内　容　1日目：9月5日（木）

全体研修

- 講義　労働委員会について　－歴史・現状・課題－
- 講義　労働法の基礎
- 事例検討（調整関係）
- 模擬審問

2日目：9月6日（金）

公益委員研修

- 審査実務研修　事例研究
- 和解実務研修　事例研究
- 調整実務研修　判例及び事例研究

労働者委員研修

- 講演　不当労働行為救済制度について
- 講演　個別労働紛争の現状と解決制度

使用者委員研修

- 講座　労組法7条の概要と不当労働行為審査制度の概要
- 講座　2024問題　運輸業界の対応
- 講座　ハラスメント問題について

（3）四国地区労使関係セミナー

労使関係セミナーは、基調講演やパネルディスカッション等を通じて、裁判例や労働法制に関する情報を広く発信していくことにより、労働委員会について、労使関係者等の認識を深め、労働委員会の利用促進を図ることを目的として開催されている。

開催日　令和6年10月18日（金）

会　場　ザ・グランドパレス徳島

登壇者　（公）松尾会長（コメンテーター）

受講者　（公）岡田会長、（労）福家委員、（使）白石委員、友時委員

内　容　・　基調講演

「最新・注目労働判例に学ぶ」

・　パネルディスカッション

①　公益・労働者・使用者委員による紛争解決事例の検討

②　団体交渉における組合側の対応について争われた事例

2　四国ブロックの研修

令和6年度四国ブロック労働委員会事務局職員研修会（オンライン研修）

開催日　令和6年7月31日(水)

参加者　浜野課長補佐

議　題　個別労働紛争あっせん事例の討議

第4節　広報状況

労働委員会制度の周知及び一層の利用拡大を図るため、積極的な広報活動を行い、労働委員会業務の効果的な運営に努めた。

1　専門労働相談

四国新聞発行の折込みチラシ広告「求人ウイークリーJOB」に月に1回程度及び県発行のLINE広報「LINEでかがわ」に月に1回程度、開催情報を掲載するとともに、労働委員会ホームページにも掲載した。

2　無料労働問題相談会

中央労働委員会と都道府県労働委員会が毎年10月を「個別労働紛争処理制度」周知月間としていることから、無料労働問題相談会(10月5日～11日)について各種広報媒体を通して積極的にＰＲ活動を行った。

・広報誌：県（10月号）、市町(3市1町)
・ホームページ：県
・香川県公式Ｘ
・テレビ：ＯＨＫ岡山放送「サン讃かがわPLUS（プラス）」（9月26日）
　　ケーブルメディア四国（文字情報放送）
・チラシの配布設置：関係行政機関等、コンビニ、スーパー、郵便局
・電子媒体：LINEでかがわ
・折込みチラシ広告：「求人ウイークリーJOB」

資　料

1　年次別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）

区分 年	調整事件			不当労働行為	労働組合 資格審査	個別あっせん （平成13年～）
	あっせん	調　停	仲　裁			
昭和63年 までの計	386	28	0	400	1077	
平成元年	1	0	0	4	9	
平成2年	0	0	0	1	1	
平成3年	1	0	0	2	6	
平成4年	3	0	0	3	3	
平成5年	3	1	0	2	6	
平成6年	0	0	0	2	0	
平成7年	3	0	0	2	3	
平成8年	7	0	0	4	4	
平成9年	0	0	0	3	5	
平成10年	5	0	0	2	1	
平成11年	4	0	0	2	4	
平成12年	2	0	0	2	1	
平成13年	4	0	0	0	2	1
平成14年	6	0	0	7	4	2
平成15年	7	0	0	1	4	2
平成16年	2	0	0	0	0	3
平成17年	3	0	0	0	2	13
平成18年	1	0	0	1	2	9
平成19年	1	0	0	0	1	15
平成20年	1	0	0	2	0	5
平成21年	2	0	0	0	3	2
平成22年	0	0	0	3	0	7
平成23年	2	0	0	1	1	6
平成24年	2	0	0	6	1	5
平成25年	1	0	0	0	1	4
平成26年	0	0	0	0	0	5
平成27年	1	0	0	4	6	1
平成28年	0	0	0	0	0	2
平成29年	0	0	0	0	1	1
平成30年	0	0	0	0	0	0
令和元年	1	0	0	0	1	1
令和2年	2	0	0	0	0	6
令和3年	1	0	0	0	1	6
令和4年	2	0	0	0	0	2
令和5年	0	0	0	0	1	1
令和6年	2	0	0	1	1	3
計	456	29	0	455	1,152	102

※　労働組合資格審査において、旧法関係（昭和24年6月9日まで）で取り扱った資格審査は、523組合である。

2　調整事件・年次別終結状況

区分 年	取扱件数			終結件数					翌年への繰越
	前年繰越	新規申請	計	解決	不調・打切り	取下げ・不開始	移管	計	
昭和63年までの計	19	414	433	249	124	40	1	414	19
平成元年	0	1	1		1			1	0
平成2年	0	0	0					0	0
平成3年	0	1	1					0	1
平成4年	1	3	4	2	2			4	0
平成5年	0	4	4	3	1			4	0
平成6年	0	0	0					0	0
平成7年	0	3	3	1	1			2	1
平成8年	1	7	8	1	4	2		7	1
平成9年	1	0	1	1				1	0
平成10年	0	5	5	2	1			3	2
平成11年	2	4	6	3	3			6	0
平成12年	0	2	2		1			1	1
平成13年	1	4	5	1	4			5	0
平成14年	0	6	6	3	3			6	0
平成15年	0	7	7	1	6			7	0
平成16年	0	2	2	1				1	1
平成17年	1	3	4	1	1			2	2
平成18年	2	1	3	1	1	1		3	0
平成19年	0	1	1			1		1	0
平成20年	0	1	1	1				1	0
平成21年	0	2	2	2				2	0
平成22年	0	0	0					0	0
平成23年	0	2	2	1	1			2	0
平成24年	0	2	2	1	1			2	0
平成25年	0	1	1					0	1
平成26年	1	0	1	1				1	0
平成27年	0	1	1					0	1
平成28年	1	0	1	1				1	0
平成29年	0	0	0					0	0
平成30年	0	0	0					0	0
令和元年	0	1	1	1				1	0
令和2年	0	2	2		1			1	1
令和3年	1	1	2	1	1			2	0
令和4年	0	2	2	1	1			2	0
令和5年	0	0	0					0	0
令和6年	0	2	2	2				2	0
計	—	485	—	282	158	44	1	485	—

※　この一覧表には、個別的労使紛争に係るものは含まれていない。

3　不当労働行為事件・年次別終結状況

区分 / 年	取扱件数			終結件数								翌年への繰越
	前年繰越	新規申立	計	命令・決定					関与和解	取下げ	計	
				救済	一部救済	棄却	却下	計				
昭和63年までの計	974	400	1374	14	6	3	0	23	34	325	382	992
平成元年	18	4	22	7				7	1		8	14
平成2年	14	1	15	2				2			2	13
平成3年	13	2	15					0		1	1	14
平成4年	14	3	17		2			2	1		3	14
平成5年	14	2	16	4				4		1	5	11
平成6年	11	2	13					0		4	4	9
平成7年	9	2	11					0			0	11
平成8年	11	4	15		5			5			5	10
平成9年	10	3	13					0	4		4	9
平成10年	9	2	11					0		1	1	10
平成11年	10	2	12					0	1	9	10	2
平成12年	2	2	4					0			0	4
平成13年	4	0	4					0	2		2	2
平成14年	2	7	9					0		1	1	8
平成15年	8	1	9			1		1	1	5	7	2
平成16年	2	0	2					0	1		1	1
平成17年	1	0	1					0		1	1	0
平成18年	0	1	1					0			0	1
平成19年	1	0	1			1		1			1	0
平成20年	0	2	2					0			0	2
平成21年	2	0	2					0	2		2	0
平成22年	0	3	3					0		2	2	1
平成23年	1	1	2					0		1	1	1
平成24年	1	6	7					0		1	1	6
平成25年	6	0	6					0	3	2	5	1
平成26年	1	0	1		1			1			1	0
平成27年	0	4	4					0	1		1	3
平成28年	3	0	3		1			1	1		2	1
平成29年	1	0	1		1			1			1	0
平成30年	0	0	0					0			0	0
令和元年	0	0	0					0			0	0
令和2年	0	0	0					0			0	0
令和3年	0	0	0					0			0	0
令和4年	0	0	0					0			0	0
令和5年	0	0	0					0			0	0
令和6年	0	1	1					0	1		1	0
計	―	4555	―	27	16	5	0	48	53	354	455	―

※　取下げには、無関与和解等を含む

4　個別労働関係紛争あっせん事件・年次別終結状況

区分／年	取扱件数			終結件数					翌年への繰越
	前年繰越	新規申請	計	解決	取下げ	打切り	不開始	計	
平成13年	0	1	1			1		1	0
平成14年	0	2	2	1	1			2	0
平成15年	0	2	2		1	1		2	0
平成16年	0	3	3			2		2	1
平成17年	1	13	14	6	1	1		8	6
平成18年	6	9	15	5	1	9		15	0
平成19年	0	15	15	10	2		2	14	1
平成20年	1	5	6	3	2		1	6	0
平成21年	0	2	2	2				2	0
平成22年	0	7	7	4	1	1	1	7	0
平成23年	0	6	6	3			3	6	0
平成24年	0	5	5	1			4	5	0
平成25年	0	4	4	3			1	4	0
平成26年	0	5	5	1	1	1	2	5	0
平成27年	0	1	1				1	1	0
平成28年	0	2	2	1				1	1
平成29年	1	1	2			2		2	0
平成30年	0	0	0					0	0
令和元年	0	1	1	1				1	0
令和2年	0	6	6	1		2		3	3
令和3年	3	6	9	3	1	4		8	1
令和4年	1	2	3	2		1		3	0
令和5年	0	1	1			1		1	0
令和6年	0	3	3			2		2	1
計	—	102	—	47	11	28	15	101	—

5　年度別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）

区分 年度	調整事件			不当労働行為	労働組合 資格審査	個別あっせん
	あっせん	調　停	仲　裁			
平成25年度 までの計	447	29	0	450	1,141	76
平成26年度	0	0	0	2	0	3
平成27年度	1	0	0	2	6	1
平成28年度	0	0	0	0	0	3
平成29年度	0	0	0	0	1	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0
令和元年度	1	0	0	0	1	2
令和２年度	2	0	0	0	0	7
令和３年度	2	0	0	0	1	4
令和４年度	1	0	0	0	0	3
令和５年度	0	0	0	1	2	0
令和６年度	2	0	0	0	0	3
計	456	29	0	455	1,152	102

6　調整事件・年度別終結状況

区分 年度	取扱件数			終結件数					翌年度 に繰越
	前年度 繰　越	新規 申請	計	解決	不調・ 打切り	取下げ・ 不開始	移管	計	
平成25年度 までの計	—	476	—	276	155	44	1	476	—
平成26年度	0	0	0					0	0
平成27年度	0	1	1	1				1	0
平成28年度	0	0	0					0	0
平成29年度	0	0	0					0	0
平成30年度	0	0	0					0	0
令和元年度	0	1	1	1				1	0
令和２年度	0	2	2	1	1			2	0
令和３年度	0	2	2		1			1	1
令和４年度	1	1	2	1	1			2	0
令和５年度	0	0	0					0	0
令和６年度	0	2	2	2				2	0
計	—	485	—	282	158	44	1	485	—

7　不当労働行為事件・年度別終結状況

区分／年度	取扱件数			終結件数								翌年度に繰越
	前年度繰越	新規申立	計	命令・決定					関与和解	取下げ	計	
				救済	一部救済	棄却	却下	計				
平成25年度までの計	—	450	—	27	14	5		46	50	354	450	—
平成26年度	0	2	2					0			0	2
平成27年度	2	2	4					0	1		1	3
平成28年度	3	0	3		2			2	1		3	0
平成29年度	0	0	0					0			0	0
平成30年度	0	0	0					0			0	0
令和元年度	0	0	0					0			0	0
令和2年度	0	0	0					0			0	0
令和3年度	0	0	0					0			0	0
令和4年度	0	0	0					0			0	0
令和5年度	0	1	1					0			0	1
令和6年度	1	0	0					0	1		1	0
計	—	455	—	27	16	5		48	53	354	455	—

8　個別労働関係紛争あっせん事件・年度別終結状況

区分／年度	取扱件数			終結件数					翌年度に繰越
	前年度繰越	新規申請	計	解決	取下げ	打切り	不開始	計	
平成25年度までの計	—	76	—	39	9	15	13	76	—
平成26年度	0	3	3		1	1	1	3	0
平成27年度	0	1	1				1	1	0
平成28年度	0	3	3	1		2		3	0
平成29年度	0	0	0					0	0
平成30年度	0	0	0					0	0
令和元年度	0	2	0	1				1	1
令和2年度	1	7	8	3		4		7	1
令和3年度	1	4	5	2	1	2		5	0
令和4年度	0	3	3	1		2		3	0
令和5年度	0	0	0					0	0
令和6年度	0	3	3			2		2	1
計	—	102	—	47	11	28	15	101	—

令和７年９月発行

香川県労働委員会年報（令和６年度）

編集　香川県労働委員会事務局
高松市番町四丁目1番10号
TEL　087-832-3721・3722・3723
FAX　087-806-0226